

1. 守秘義務と公益保護義務等

技術士法第45条には、技術士又は技術士補は、「正当の理由がなくその業務に関して知りえた秘密を」漏らしたり盗用してはならないと規定されています。

一方、同第45条の2には、同じく、「その業務を行なうにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないよう」に努めなければならないと規定されています。

「では、業務に関連して、顧客が公害物質を違法に廃棄しているなどの公益侵害行為を発見したときに、技術士のとるべき態度はどうあるべきか」という問題がよく出題されます。

この種の問題に対する基本的態度は、一見、矛盾するような(相反問題あるいはトレードオフ問題)、「守秘義務」と「公益保護義務」について、可能な限り両立させるように努力することです。

そのためには、まず、顧客に公益侵害行為をやめること、さらに、そのことを顧客自身が関係官公庁に報告するよう進言することです。これに従ってくれば守秘義務を破る必要はないわけです。

そして、この努力を何度も繰り返し行っても、顧客が従わないときに限って「正当の理由」があるということになり、技術士による関係官公庁への通報が正当化されるという考え方です。

他の技術士の義務間であちら立てればこちら立たずの一見矛盾するような事態が生じたときの対処方針も同様に、両立できる解決策を創造する努力が必要で、これを「相反問題に対する創造的中道法による解決」と呼んでいます。

さらに、この考えを延長して、技術士自身が環境とコスト、安全とコストなど自分の問題で相反問題に直面したときに、新技術の開発などによって相反問題を両立させる解決方法を創造するのが、最も好ましい解決法と言えます。

2. 可能性は禁止の理由にならない

環境、健康等に悪影響を与える可能性がある物質の使用を禁止すると言う選択肢があることがあります。これに対する判定は通常は「誤り」です。

多くの医薬品は、大量に摂取すると健康に害を与えます。したがって、その物質は健康に害を与える可能性があることとなります。

空を飛ぶ飛行機は、まかり間違えば墜落する可能性があります。交通手段としては普通に利用されています。

放射線は健康に害を与える可能性があります。健康診断で、胸や消化器のX線写真をとるには必要です。

麻薬も医薬品として痛み止めなどに使用されることがあります。

このように、可能性があるとただで、使用を禁止すれば、いろいろな弊害が出ます。

そこで、医薬品では摂取量の基準を設ける、飛行機は安全に飛べるよう設計基準や製造基準、運行基準などを設け十分な管理を行い、安全に利用できるようにする、X線は期間あたりの被爆量に制限を設ける などの安全対策を施して使用しています。

このように、可能性があっても、それによる被害の発生確率を極力下げる努力をして、利用する便益との調和をはかるのが現代文明の方法です。

したがって、単純に(無条件に、全面的に)使用禁止するというのは正しい方法とは言えません。

利用の便益が全くない、あるいは被害の影響と発生確率が異常に高いなどの場合は使用禁止しても良いでしょうか果たして何かあるでしょうか。